

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 7 月 1 日

朝日インテック株式会社

2023年7月1日

吸収合併に関する事後開示事項

朝日インテック株式会社

代表取締役 宮田 昌彦

朝日インテック株式会社（以下「当社」といいます。）及びトヨフレックス株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2023年1月16日付で締結した合併契約書（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、トヨフレックス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2023年7月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 株主の差止請求について（会社法第784条の2）

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第785条）

消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第787条）

消滅会社は新株予約権を発行していないため、新株予約権買取請求について該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第789条）

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、2023年5月23日付の官報及び電子公告にて同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 当社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

本吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議について（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2023 年 5 月 23 日付の官報及び電子公告にて同社の債権者に対し公告を行いました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収合併により当社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、消滅会社の権利義務の一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 本吸収合併に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本吸収合併に係る変更登記は、2023 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

7. その他本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 5 月 23 日

トヨフレックス株式会社

2023年5月23日

吸収合併に関する事前開示事項

トヨフレックス株式会社
代表取締役 宮田 憲次

トヨフレックス株式会社（以下「当社」又は「消滅会社」といいます。）は、2023年1月16日に、朝日インテック株式会社（以下「朝日」又は「存続会社」といいます。）との間で吸収合併契約を締結し、2023年7月1日を効力発生日として、朝日インテック株式会社を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）
別紙1「合併契約書」のとおりです。
2. 合併対価についての定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）
完全親子会社間の吸収合併につき、対価の交付は行わず、また、本件合併により存続会社の資本金及び準備金は増加しません。
3. 新株予約権の定めのある相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号及び第5項）
該当事項はありません。
4. 存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項第1号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項第2号）

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件合併後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。したがって、本件合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収合併契約書

次ページ以降をご参照ください。



合併契約書

朝日インテック株式会社（以下「甲」という）とトヨフレックス株式会社（以下「乙」という）とは、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という）する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ次のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）

商号：朝日インテック株式会社

住所：愛知県瀬戸市暁町3番地100

吸収合併消滅会社（乙）

商号：トヨフレックス株式会社

住所：東京都新宿区西新宿1丁目24番1号

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、令和5年7月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議のうえ、期日を変更することができる。

第4条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を保有しており、本合併では一切の対価を交付しない。

第5条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（権利義務の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響

を及ぼす事項については、予め甲乙間で協議のうえ、これを行う。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天変地異その他の事由により、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本合併の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

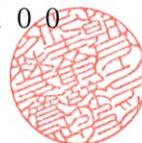
本契約に定めるものの他、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議の上これを定める。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

令和5年1月16日

愛知県瀬戸市暁町3番地100

甲 朝日インテック株式会社
代表取締役 宮田 昌彦



東京都新宿区西新宿1丁目24番1号

乙 トヨフレックス株式会社
代表取締役 宮田 憲次



存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(1) 貸借対照表及び損益計算書

添付1 第46回定時株主総会招集ご通知内 P61 及び 62

(2) 株主資本等変動計算書

添付2 第46回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項内 P24

(3) 個別注記表

添付2 第46回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項内 P25 から P30 まで

(4) 事業報告（監査報告・会計監査報告を含む。）

添付1 第46回定時株主総会招集ご通知内 P29 から P57 まで及び P66 から P70 まで並びに添付2 第46回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項内 P1 から P5 まで

第46回 定時株主総会招集ご通知

日時 2022年9月29日(木曜日)午前10時
書面及びインターネット等による議決権行使期限
2022年9月28日(水曜日)午後5時45分

場所 名古屋市中村区平池町4-60-12 グローバルゲート
**名古屋コンベンションホール3階
メインホール**

**ご出席には事前登録が必要です。
お申込み多数の場合、抽選となります。**

新型コロナウイルスの感染防止のため、可能な限り本総会へのご出席をお控え
いただきますようお願いいたします。本年は、株主総会終了後の製品説明会に
つきましては取りやめさせていただきます。

目次

株主の皆様へ

- 3 招集ご通知
 - 5 議決権行使方法についてのご案内
 - 8 オンデマンド配信(事後配信)のご案内
 - 9 株主総会参考書類
 - 9 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 10 第2号議案 定款一部変更の件
 - 12 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
 - 21 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 27 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- (添付書類)
- 29 事業報告
 - 59 連結計算書類
 - 61 計算書類
 - 63 監査報告書
- (ご参考)
- 71 トピックス

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、2021年8月に策定いたしました2022年6月期から2026年6月期までの5カ年の中期経営計画『ASAHI Going Beyond 1000』に基づき、連結売上高1,000億円を超えて、更に成長するための事業ポートフォリオの構築として、「グローバル市場の戦略的な開拓と患部・治療領域の拡大」を推進することで、これまでの基本戦略の集大成を図り、既存事業の収益基盤を強化、また将来に向けた成長への投資を継続することにより「グローバルニッチ市場における新規事業の創出」を実現し、グローバルニッチ市場における当社のプレゼンスの強化と企業価値の一層の向上を目指し、その成長戦略を支えるためのビジネス基盤として、「グローバル展開に最適な研究開発・生産体制の構築」を進めるとともに「持続的成長に向けた経営基盤の確立」を図ってまいりました。

その実現に向けた施策として、当連結会計年度では、①株式会社A-Traction（日本：ロボティクス化の推進を目的/2021年8月1日付け社名変更：朝日サージカルロボティクス株式会社）、KARDIA S.R.L.（イタリア：直接販売の推進を目的とした現地販売代理店）、Pathways Medical Corporation（米国：表面薄膜配線技術の獲得を目的）、Rev.1 Engineering, Inc.（米国：ODM・OEMの強化を目的とした設計開発支援会社）の4社について、2021年7月付で買収を実施、②株式会社カネカの新型脳動脈瘤塞栓コイルについて、米国市場における販売提携契約を締結、③プライム市場への移行を実現、④次世代手術支援ロボットの操作トレーニング機会の提供を目的とした東京トレーニングセンターを開設、⑤医療機器分野におけるODM・OEM事業の積極的な推進を目的に、当該事業を100%連結子会社であるフィルメック株式会社に移管することを決議、⑥歩行力トレーニングサービス事業を行うことを目的とする合弁会社「株式会社walkey」を設立、⑦当社グループが開発した胆膵領域の内視鏡治療用ガイド「Tornus ES」についてオリンパス株式会社と国内独占販売契約を締結することなどを実施いたしました。

今後におきましても、中期経営計画に基づく成長戦略を着実に進めていくことにより、企業価値の向上を目指してまいります。

また、2021年12月16日に、台風22号がフィリピンを直撃し、当社連結子会社TOYOFLEX CEBU CORPORATION（セブ工場）がデバイス事業を中心に被災いたしました。1月中旬より順次操業を再開しております。当連結会計年度においては、この台風被害に伴う損害の一部を特別損失として計上しておりますが、当社グループ全体の当期の業績への重大な影響はございませんでした。

上記のような環境の中、当社グループの当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した市場規模が前年同期比で回復傾向にあることや、為替が円安に推移したこと、市場ニーズの増加、複

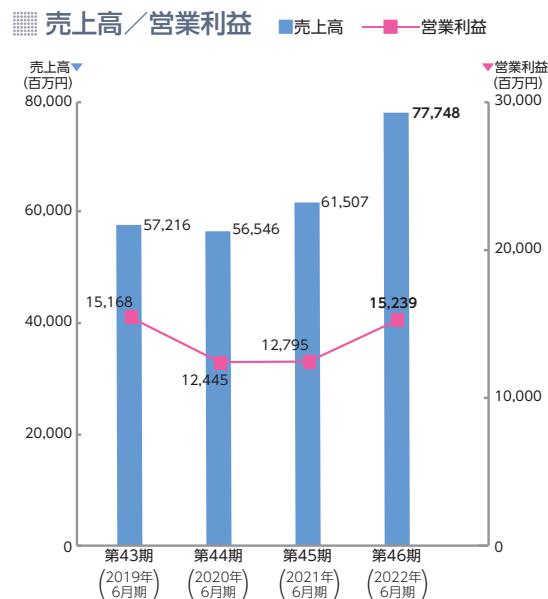
数社の買収の効果、ドイツにおける直接販売化の推進などにより、欧州・中国を中心に海外売上高が大幅に増加し、777億48百万円（前年同期比26.4%増）となりました。

売上総利益は、売上高の増加に伴い、510億82百万円（同23.2%増）となりました。

営業利益は、海外市場の売上高の増加や直接販売化推進に伴う営業関係費用の増加、買収実現に伴う対象会社の費用やのれん償却費などの増加、開発強化のための研究開発費の増加などにより、販売費及び一般管理費が増加したものの、152億39百万円（同19.1%増）となりました。

経常利益は、為替差益が増加し、163億26百万円（同23.7%増）となりました。

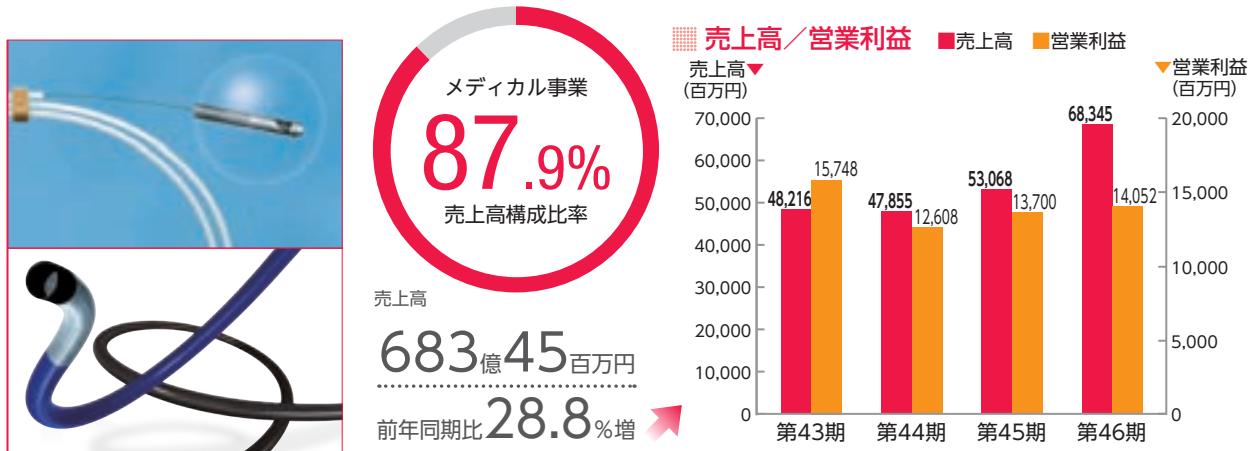
親会社株主に帰属する当期純利益は、段階取得に係る差益6億15百万円による特別利益の発生、及びセブ工場の台風被害に伴う特別損失6億9百万円を計上し、108億57百万円（同8.7%増）となりました。



セグメント別の業績は、次のとおりであります。

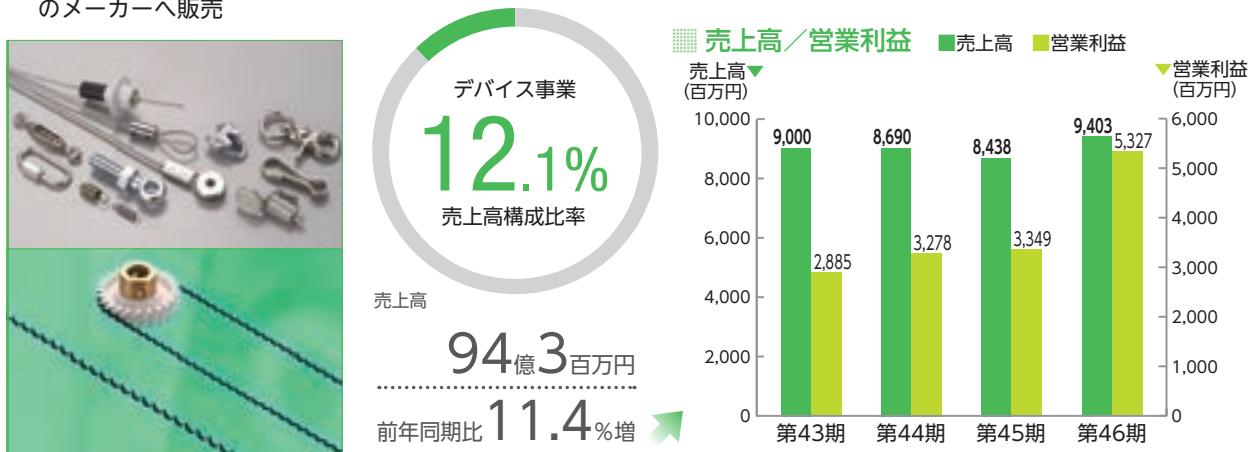
(1) メディカル事業

主に血管内治療に使用される低侵襲治療製品(治療用のガイドワイヤー・カテーテル製品)を開発・製造・販売



(2) デバイス事業

医療機器分野及び産業機器分野における部材(極細ステンレスワイヤーロープなど)を開発・製造し、国内外のメーカーへ販売



メディカル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した市場規模が前年同期比で回復傾向にあることや、為替が円安に推移したこと、複数社の買収の効果、ドイツにおける直接販売の推進などにより、欧州・中国を中心に海外売上高が大幅に増加し、売上高は増加いたしました。

国内市場においては、循環器系領域のPCIガイドワイヤーや治療用カテーテル、末梢血管系製品・脳血管系製品が順調に推移したものの、医療償還価格の下落が発生したこと、消化器系製品について直接販売切り替えに伴う返品が生じたことや、OEM取引の減少などにより、売上高は横ばいに推移いたしました。

海外市場においては、全地域において、新型コロナウイルス感染症の影響により縮小した市場規模が前年同期比で回復傾向にあることに加え、為替が円安に推移したこと、KARDIA S.R.L.及びRev.1 Engineering, Inc.の買収の効果による売上高の増加、ドイツにおける直接販売の推進などにより、循環器系領域のPCIガイドワイヤーや貫通カテーテルを中心に、大変順調に推移いたしました。非循環器系領域についても、脳血管系、末梢血管系、OEM製品を中心に好調に推移いたしました。なお、ロシア・ウクライナ情勢悪化の影響は軽微であります。

以上の結果、売上高は683億45百万円(前年同期比28.8%増)となりました。

また、セグメント利益は、140億52百万円(同2.6%増)となりました。

デバイス事業は、新型コロナウイルスの影響が回復したことによる市場ニーズの増加などにより、売上高は増加いたしました。なお、セブ工場被災の影響は軽微であります。

医療部材については、国内市場は売上高が減少いたしました。海外市場においては米国企業向け循環器系検査用カテーテル部材及び循環器系超音波カテーテル部材の取引が増加したことなどから、売上高は増加いたしました。

産業部材につきましては、海外市場においてはレジャー関連取引が好調に推移いたしました。国内外市場において建築関連や自動車関連の取引が減少したことから、売上高は減少いたしました。

以上の結果、売上高は、94億3百万円(前年同期比11.4%増)となりました。

また、セグメント利益は、外部売上高及びセグメント間売上高の増加により、53億27百万円(同59.0%増)となりました。

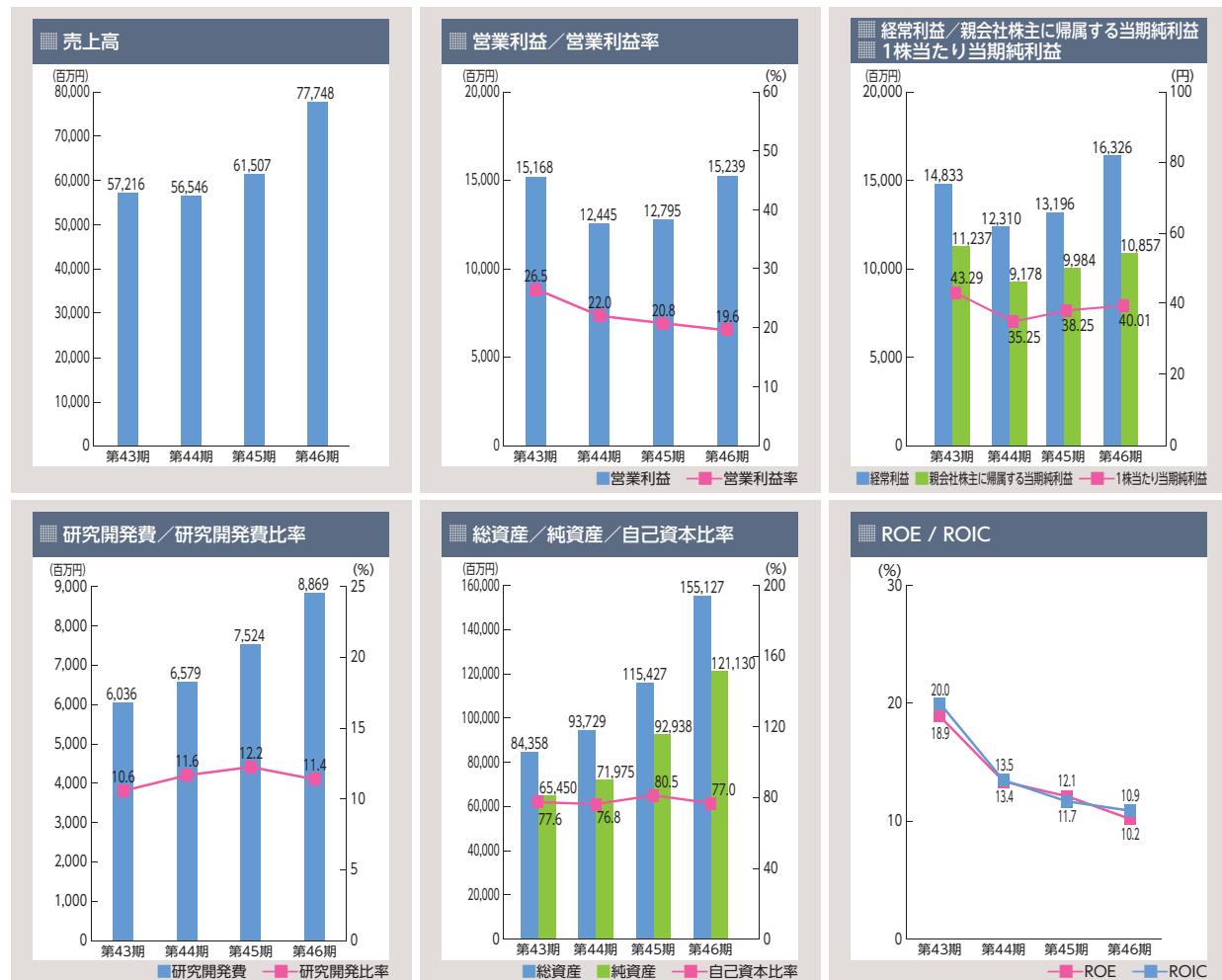
2. 財産及び損益の状況

| 区分 | 第43期 2019年6月期 | 第44期 2020年6月期 | 第45期 2021年6月期 | 第46期 2022年6月期 (当連結会計年度) |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円) | 57,216 | 56,546 | 61,507 | 77,748 |
| 営業利益 (百万円) | 15,168 | 12,445 | 12,795 | 15,239 |
| 営業利益率 (%) | 26.5 | 22.0 | 20.8 | 19.6 |
| 経常利益 (百万円) | 14,833 | 12,310 | 13,196 | 16,326 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 11,237 | 9,178 | 9,984 | 10,857 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 43.29 | 35.25 | 38.25 | 40.01 |
| 研究開発費 (百万円) | 6,036 | 6,579 | 7,524 | 8,869 |
| 研究開発費比率 (%) | 10.6 | 11.6 | 12.2 | 11.4 |
| 総資産 (百万円) | 84,358 | 93,729 | 115,427 | 155,127 |
| 純資産 (百万円) | 65,450 | 71,975 | 92,938 | 121,130 |
| 自己資本比率 (%) | 77.6 | 76.8 | 80.5 | 77.0 |
| ROE (%) | 18.9 | 13.4 | 12.1 | 10.2 |
| ROIC (%) | 20.0 | 13.5 | 11.7 | 10.9 |

- (注) 1. 当社は、2019年7月1日付(第44期)で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、株式分割を行っております。このため、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. ROIC(投下資本利益率)は、以下の算式に基づき算定しております。

$$\text{ROIC} = \text{税引後営業利益} \div \text{投下資本(運転資金 + 固定資産(期首・期末平均))}$$

(ご参考) 連結業績ハイライト



* 1. 当社は、2019年7月1日付(第44期)で普通株式1株につき普通株式2株の割合で、株式分割を行っております。このため、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

2. ROIC(投下資本利益率)は、以下の算式に基づき算定しております。

$$\text{ROIC} = \text{税引後営業利益} \div \text{投下資本(運転資金 + 固定資産(期首・期末平均))}$$

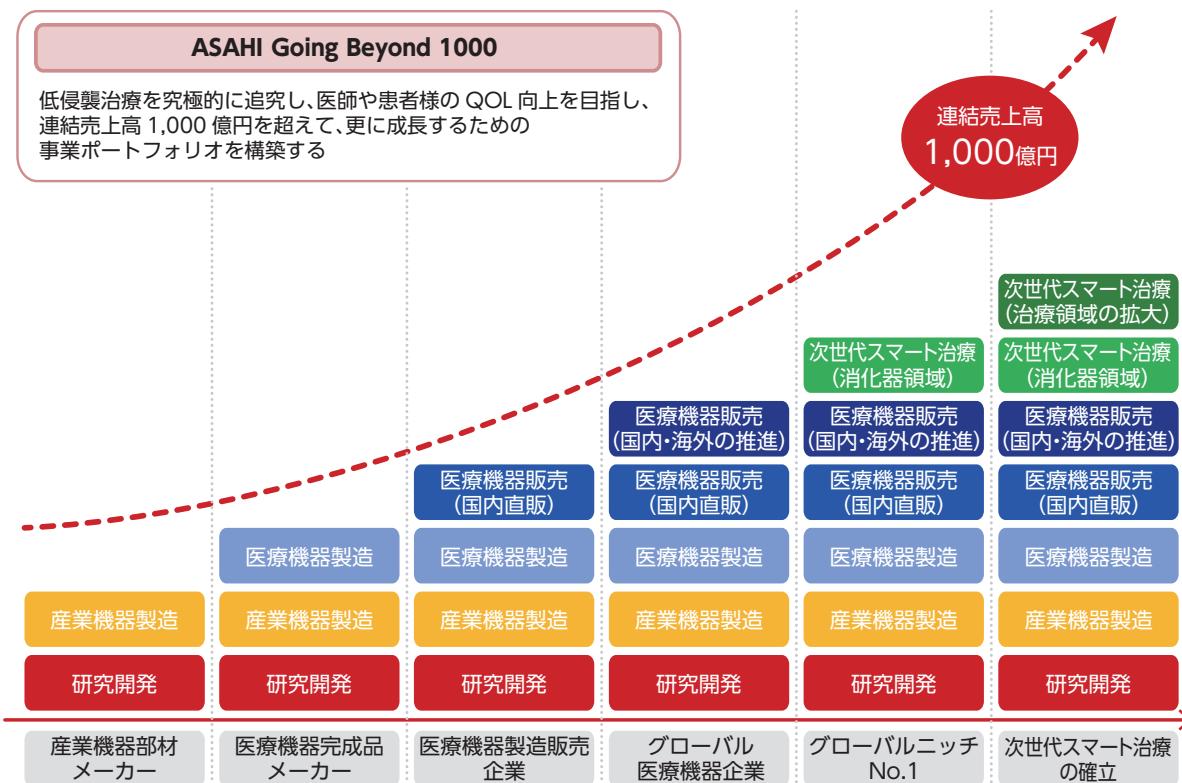
3. 対処すべき課題

(1) 長期経営ビジョン

当社は、「世界中のプロフェッショナルと共に、「ASAHI TECHNOLOGY」でイノベーションを創出し、次世代の医療や産業のニーズを捉え、グローバルな課題をグローバルに解決する。」という経営ビジョンを定め、長期的な目標として連結売上高1,000億円を超えて更に成長していくことを目指しております。

経営ビジョン

世界中のプロフェッショナルと共に、「ASAHI TECHNOLOGY」でイノベーションを創出し、次世代の医療や産業のニーズを捉え、グローバルな課題をグローバルに解決する。



(2) 中期経営計画

当社グループは、2026年6月期までの5カ年の中期経営計画『ASAHI Going Beyond 1000』に基づき、連結売上高1,000億円を超えて、更に成長するための事業ポートフォリオの構築として、「グローバル市場の戦略的な開拓と患部・治療領域の拡大」を推進することで、これまでの基本戦略の集大成を図り、既存事業の収益基盤を強化、また将来に向けた成長への投資を継続することにより「グローバルニッチ市場における新規事業の創出」を実現し、グローバルニッチ市場における当社のプレゼンスの強化と企業価値の一層の向上を目指し、その成長戦略を支えるためのビジネス基盤として、「グローバル展開に最適な研究開発・生産体制の構築」を進めるとともに「持続的成長に向けた経営基盤の確立」を図ってまいりました。今後におきましても、中期経営計画に基づく成長戦略を着実に進めていくことにより、企業価値の拡大を目指してまいります。

当社グループの重要な経営管理指標としては、売上高、営業利益、営業利益率としております。営業利益率については20%を目安とし、経営の主要パフォーマンスであるEBITDA(営業利益+のれん償却額+減価償却額)の率については30%を目安とすることを、中期経営計画の指標としております。

また、財務指標としては、ROEにも着目してまいりましたが、当期より、新たにROIC(投下資本利益率:Return on Invested Capital)についても、着目すべき指標として定めることにいたしました。これまでは、損益計算書(P/L)重視とし、P/L改善が結果的にバランス・シート(B/S)改善に繋がることから、投資収益性に関する財務指標については基準を定めておりませんでした。投資家の皆様との対話を通じて、当社グループのB/S戦略に対する重要性が高まったことを改めて認識したことや、今後はB/Sも意識して、資本コストとの見合いで利益を追求する方向にあることが会社の姿勢であることを明確化することの重要性を鑑み、着目すべき指標の一つとして定めることにいたしました。

中期経営計画「ASAHI Going Beyond 1000」



(※) 2012年6月期においては、タイ洪水の影響を受け、当社グループの主力工場である連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. が一時的に稼働を停止し、減産を余儀なくされたために、一時的な減収減益となっております。

基本方針① | グローバル市場の戦略的な開拓と患部・治療領域の拡大

<グローバル市場の戦略的な開拓>

当社グループは現在、世界110の国と地域へ製品を供給しております。当社グループの製品が使用される血管内疾患の症例数は、引き続き新興国を中心にグローバル規模で拡大すると予測されております。こうした中、それぞれの地域において販売・マーケティングの機能をより一層充実させることにより、グローバル規模での収益基盤の強化を図る所存であります。

欧州

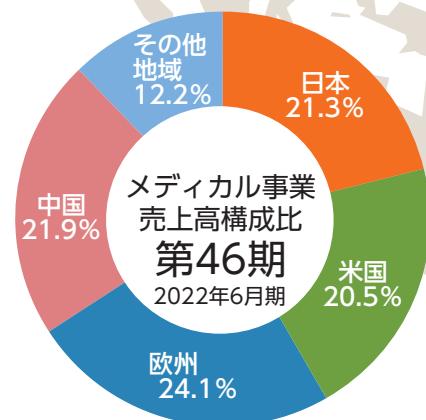
地域密着型代理店を通じて高シェアを獲得 段階的な直接販売化へのシフトで収益増を目指す

欧州市場では、直接販売や、現場に密着した複数の代理店を通じて、主力製品のPCIガイドワイヤーや貫通カテーテルなどを販売し、高いシェアを獲得しております。今後におきましても、既存製品のシェア拡大を図るとともに、日本で高い評価を得ている新製品などを積極的に市場投入するなどし、総合的な製品供給を進めてまいります。また、欧州市場の一部の地域におきましては、段階的に、直接販売化を進めており、2019年7月よりフランス、2021年1月よりドイツ、2021年7月よりイタリアにおいて直接販売化に移行しております。今後も、これらの活動を通じて、更なる収益拡大を図ってまいります。

中国

集中入札制度への対策として、 代理店政策の見直しを実施 成長著しい中国市場で拡大をねらう

中国市場では、現地代理店を通じた販売を行っております。グローバル市場の中でも中国は特に成長が著しく、更なる発展が見込まれております。新製品の投入や、複数代理店制による販売体制強化などにより、市場シェアを更に拡大しつつあります。入札制度などの取り巻く環境変化が進むものの、今後におきましても、市場の状況を鑑みながら、代理店数の増加推進や、連結子会社である朝日英達科貿(北京)有限公司を通じたマーケティングや販売活動の充実、現地代理店に密着したバックアップ体制の強化などにより、更なる収益拡大に努めてまいります。



日本

直接販売体制による収益構造の強化 医療償還価格下落による影響あるも新製品投入 を積極的に実施

日本市場では、病院などに対して自社ブランド製品の直接販売を行っております。この販売体制を活かして更なる市場シェアの獲得に努めるとともに、朝日インテックJセールス株式会社の商社機能を活用して、国内外の他社製品とのシナジー効果による販売拡大を図り、収益構造の強化にも努めてまいります。また、2021年7月より消化器分野の自社ブランド品の一部について直接販売を開始いたしました。日本市場においては、世界に先駆けて新製品の投入を行うなど、第二第三の主力製品の確立を目指すとともに、ロボティクス製品の市場投入を推進することで、収益・事業領域の拡大に努めてまいります。

米国

直接販売体制を生かし販売強化 末梢血管領域の製品群を強化し収益拡大へ

米国市場では、自社ブランド製品について直接販売を行っております。更なる販売促進のために、最終顧客である医師に密着して市場動向をより早く把握できるマーケティングや販売機能の体制を構築するとともに、コロナ禍の制約がある中、オンライン営業などの活用により営業活動の効率化も進め、拡販に努めます。また、末梢血管領域を重点市場と位置付け、新製品の積極的な投入によりシェア拡大に努めてまいります。

また、自社ブランド品のみならず、ODM・OEMビジネスの拡大を積極的に進め、収益拡大に努めてまいります。

その他地域

潜在成長力のある新興国市場を中心に営業体制の強化を継続

中国以外のアジア地域や南米地域を中心に、潜在成長力のある新興国市場における営業体制を強化し、更なる収益拡大を目指してまいります。一部の地域においては、新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き残るものの、今後も、ウェブ営業なども活用し、現地に密着した活動を通じて、更なる販売強化を図ってまいります。

<患部・治療領域の拡大>

(Number One製品戦略)

循環器分野の主力製品PCIガイドワイヤーにつきましても、当社が強みを持つ治療難度の高いCTO(慢性完全閉塞)用の製品開発に注力するとともに、一般的な通常病変用の製品の拡充にも努めることにより、総合的なナンバーワンのポジションを盤石化してまいります。

また、PCIガイドワイヤーに次ぐ第二第三の主力製品の確立に向け、カテーテル分野の製品群を一層強化・拡大してまいります。

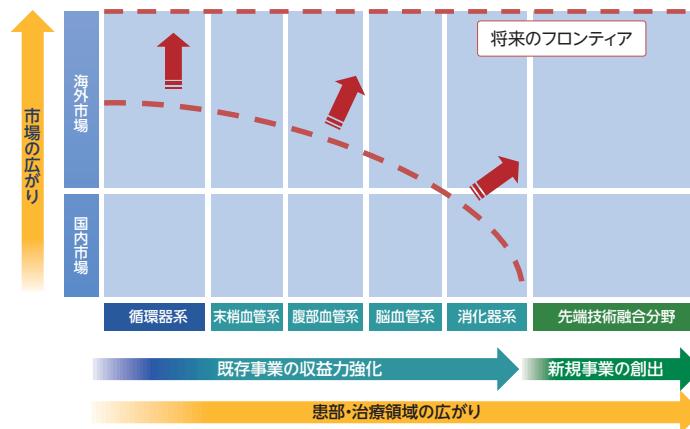
さらに、循環器分野から末梢・腹部・脳血管系などの非循環器分野への製品展開を継続して進めてまいります。非循環器分野については、循環器分野で培った技術を応用した横展開を行うと同時に、積極的な海外展開を図り、グローバル規模での市場シェアの獲得に努めてまいります。

(Only One製品戦略)

現在、治療が困難とされているCTOに対するPCI治療は、PCI治療の先進国である日本においても完全というわけではなく、海外市場を中心にバイパス手術で対応するケースが残っております。このような中、当社グループは、他社にはない高い製品優位性を持ち、CTO治療も可能なPCIガイドワイヤーや貫通カテーテルなどの低侵襲治療に必要な製品群を開発・販売し、CTO領域におけるPCI治療選択率の拡大に寄与してまいりました。今後も、研究開発型企業として、競争力の高い独創的な製品や、機能の進化した新製品を開発・製品化し続けることにより、低侵襲治療の普及や発展に寄与してまいります。

注：CTO（慢性完全閉塞）
長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPCIガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPCI治療（循環器分野における低侵襲治療）が主流となっております。

既存事業の収益力強化+新規事業の創出



基本方針② | グローバルニッチ市場における新規事業の創出

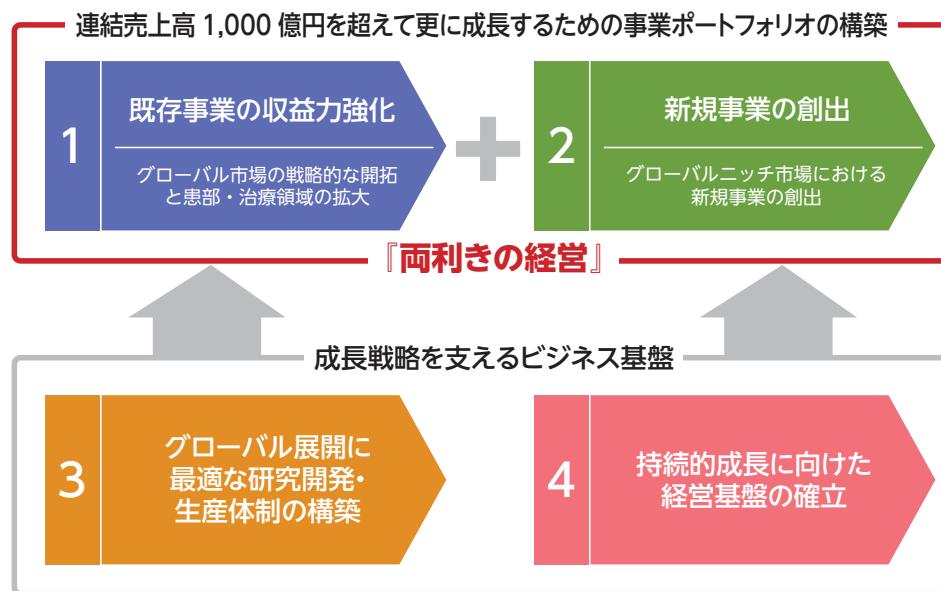
研究開発型企業である当社グループは、4つのコアテクノロジー（伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、樹脂コーティング技術、トルク技術）を主体とした、高度で独自性の高い素材加工技術を備えております。また、これらの技術に加え、原材料から製品までの一貫生産体制を構築することにより、当社独自の素材及び機能を有した製品の開発・製造が可能となっております。これは、医療機器分野以外に、産業機器分野を有する当社グループならではの強みであり、医療機器分野での競合先とのコスト面・技術面における差別化を図る大きな要因となっております。

今後もグローバル競争に勝ち、連結売上高1,000億

円を超えて永続的に成長発展する企業であり続けるために、その礎となる施策に今から着手していくことが必要であると認識し、当社の高い技術力の強化により消化器分野・ロボティクス分野・脳血管系分野などの新領域への進出を目指します。また、新テクノロジーとの融合が必要な場合には、より積極的に技術提携、M&A、少数株主投資などを駆使し、外部からの新技術導入を含め、有力パートナーとの戦略的提携についても推進しております。

グローバルニッチ市場における新規事業の創出により、事業ポートフォリオの強化に努め、グローバルで持続的に成長する企業を目指してまいります。

「ASAHI Going Beyond 1000」



基本方針③ | グローバル展開に最適な研究開発・生産体制の構築

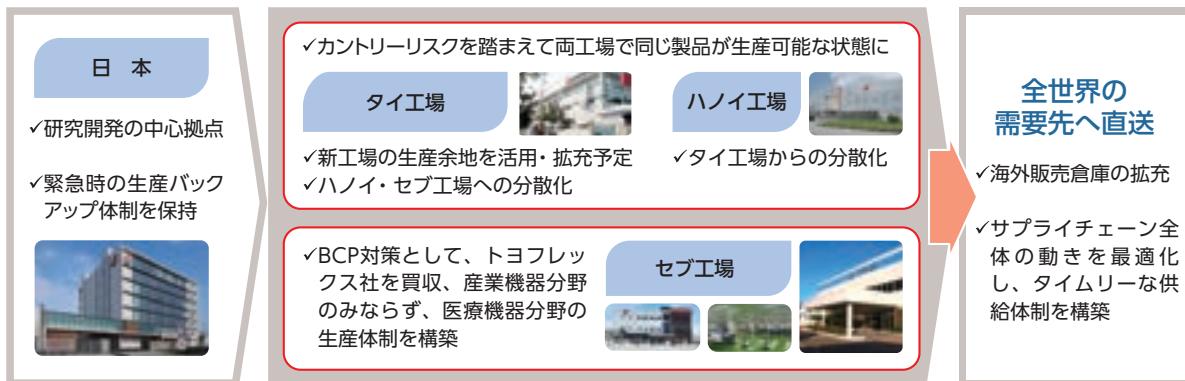
研究開発体制のグローバル化として、米国の直接販売の拠点である連結子会社ASAHI INTECC USA, INC.において、最終顧客である医師からのニーズや評価をダイレクトに反映でき、試作レベルまでの対応を可能とした研究開発体制を構築しております。また、連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.の研究開発拠点を更に拡充させ、製品仕様の検討を含めた既存製品の改良などをより積極的に進めてまいります。

国内においては、当社グループの研究開発拠点の中心である瀬戸工場の敷地内に2018年に新社屋を建設し、臨床現場に近い研究開発環境整備を実現いたしました。さらに、基盤技術開発強化を目的とした大阪R&Dセンターの拡充や、次世代医療機器技術の研究開発を目的とした東京R&Dセンターの開設を実施いたしました。また研究開発機能強化を目的に、グローバル本社・R&Dセンター（愛知県瀬戸市）に新棟を建設し拡充することを予定しており、国内の研究開発体制についても、より充実させてまいります。

当社グループでは、現在、日本においては研究開発・試作に特化し、量産品については原則として海外の連結子会社に生産移管しており、素材から完成品までの一貫生産が海外工場(ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.(タイ工場)、ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.(ハノイ工場)、及びTOYOFLEX CEBU CORPORATION(セブ工場))で実現できる体制が整っております。その中で、リスク管理や事業継続計画(BCP)の観点から、グループ全体での生産拠点の最適化を図っており、現地事情などにより、一部の工場が操業不能に陥った場合においても、別の工場にて代替生産の大部分を担えるよう、3工場で同じ製品が製造できる体制の構築を進めております。また、現在は量産機能を有していない当社においても、本社の新棟などを活用し、今後代替生産が可能な量産設備の保有に努めてまいります。

今後も、グローバル展開に最適な研究開発拠点や生産体制の構築・拡充により、当社の成長戦略を下支えしていく所存であります。

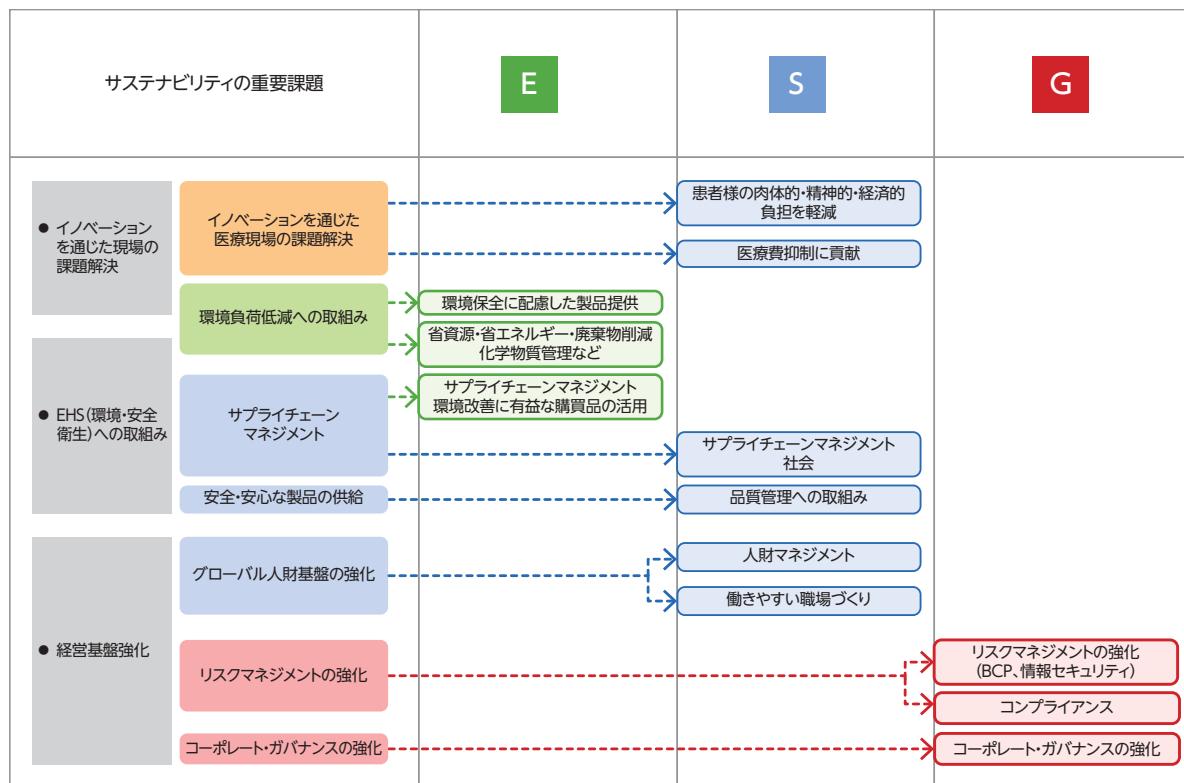
グループ全体での生産能力の拡張・分散化



基本方針④ | 持続的成長に向けた経営基盤の確立 サステナビリティの重要課題への取組み

サステナビリティへの取組みを推進する体制を構築し、各サステナビリティの重要課題につき基本方針をとりまとめ、戦略的に推進するための仕組みづくり、取組みに関する情報整理を実施しております。

今後、この7つの重要課題を中心に、全社的な取組みを進めてまいります。サステナビリティに関わる当社の考え方や、取組みにつきましては、ウェブサイトにて随時開示してまいります。



(3) 朝日インテックのサステナビリティ

■ 存在意義

朝日インテックグループは、医療機器分野及び産業機器分野の研究開発型企業として、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現するとともに、広く社会に貢献することを企業理念としております。

また、医療機器分野では、傷口が小さく痛みが少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様のQOL (Quality of Life) の向上、早期退院の実現などによる医療費の抑制に貢献しております。

当社は、研究開発型企業として、常に高いレベルでの製品づくりを実践しており、それを可能にしているのは、お客様からの高度なニーズにお応えする過程で生み出され、そして培われた数々の独自技術です。これらの高度な独自の技術力は、長年にわたり産業機器分野の極細ステンレスワイヤーロープの製造で培ってきた素材加工力と、創業以来の遺伝子である現場対応力に裏打ちされたものです。

当社は今後も、研究開発型企業として、当社独自の技術力を磨き続けることにより、全世界の医療・産業に貢献してまいります。

■ 価値創造プロセス

当社の競争力の源泉は、①4つのコアテクノロジーを中心とした技術力、②社内一貫生産体制、③研究開発体制、④グローバル展開に最適な生産体制、という4つの強みであり、

り、それらを下支えているのはASAHI-DNAを継承する優れた人財です。

価値創造の起点は「現場主義」及び「試作対応力」です。①現場の医師やお取引先様の声を地道に吸い上げ、現場の課題を共有し、②素材レベルにまで立ち返って何度も試行錯誤を繰り返しながら高付加価値な機能を開発・製造、③「Only One」技術を備えた「Number One」製品として世界に発信します。

このように、現場の課題を解決するために挑戦し続けることにより、高付加価値を創出し、それがお客様の「夢」の実現へと繋がります。また、現場思考による挑戦を通して新たな技術が蓄積され、技術基盤が更に強化されることで、新たな課題解決へ挑戦し続けることが可能となります。この一連の流れが、朝日インテック独自の価値創造プロセスです。

この一連のプロセスにより、開発した製品の一つがCTO治療用PCIガイドワイヤーです。CTOとは長期間完全に閉塞した状態の病変であり、従来、このような病変の治療は特に難易度が高いため、低侵襲なPCI治療（血管内カテーテル治療）の適用が難しく、外科手術（バイパス手術）の領域でした。しかし、世界的権威の日本の医師からの要請を受けたことをきっかけに、医師の方々との共同開発を進め、1995年、医師の高度な手技と、その微細な感覚を的確に反映することが可能な高性能のCTO治療用PCIガイドワイヤーの開発に、世界で初めて成功いたしました。その後、日本を中心にCTO病変についても、PCI治療を行うことが主流となり、その流れは世界中に広がっています。



■ サステナビリティの重要課題

先進国を中心とした高齢化の進展、新興国の経済発展などにより、身体にも経済的にも負担の少ない低侵襲治療へのニーズがグローバル規模で増加しており、新興国を中心にカテーテル治療の症例数が増加しております。このような状況のもと、朝日インテックは、独自の技術力により医療機器を進化させながら、現場の課題を解決し、事業を通して全世界の患者様のQOL(Quality of Life)を高めることを目指しております。

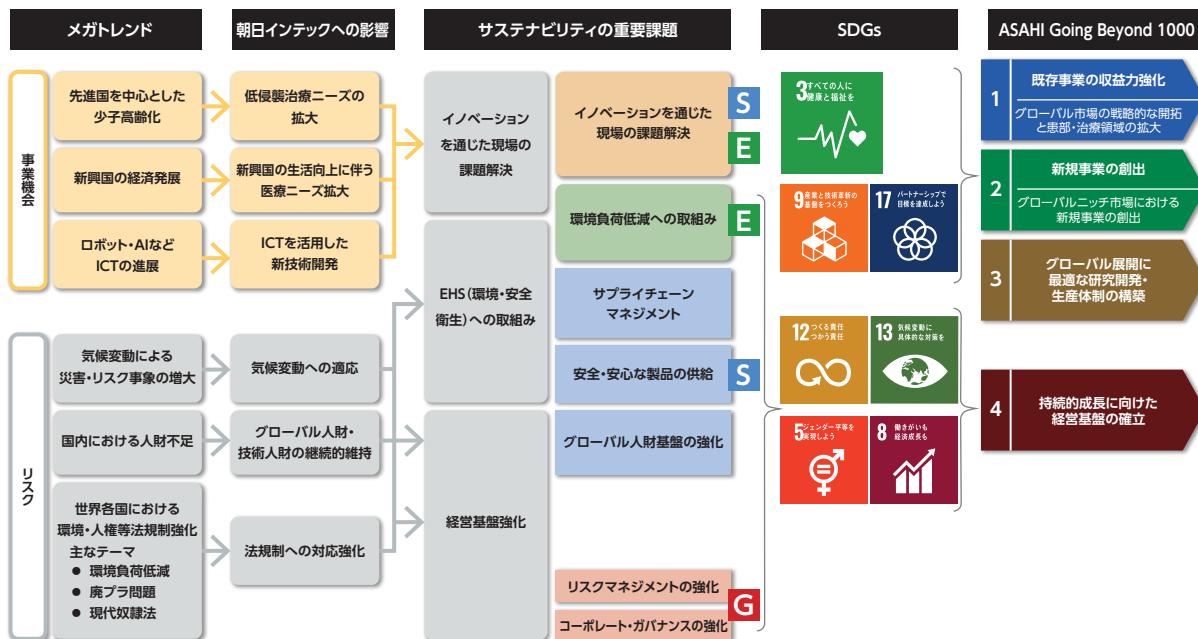
一方、大規模自然災害やパンデミック等のリスク事象が増大する中、BCP(事業継続計画)*をはじめ、リスクマネジメントの強化にも取り組み、世界各国における環境・人権等の規制に対して、サプライチェーン全体を俯瞰しながら対応してまいります。

このように、事業環境の変化が朝日インテックに与える影響を鑑み、サステナビリティの重要課題を検討しました。こ

の重要課題に対して、成長戦略、経営基盤強化の両面から取り組みむことで、社会と朝日インテックグループのサステナビリティの実現を目指します。

- 重要課題1 イノベーションを通じた現場の課題解決
- 重要課題2 環境負荷低減への取り組み
- 重要課題3 サプライチェーンマネジメント
- 重要課題4 安全・安心な製品の供給
- 重要課題5 グローバル人財基盤の強化
- 重要課題6 リスクマネジメントの強化
- 重要課題7 コーポレート・ガバナンスの強化

なお、重要課題につきましては、世界的にサステナビリティの重要性がますます高まる中、当社事業に影響を及ぼす可能性があるメガトレンドも刻々と変化していることから、適宜見直しを実施してまいります。



* BCP (Business continuity planning、事業継続計画)：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

4. 設備投資及び資金調達の状況

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は89億33百万円であります。

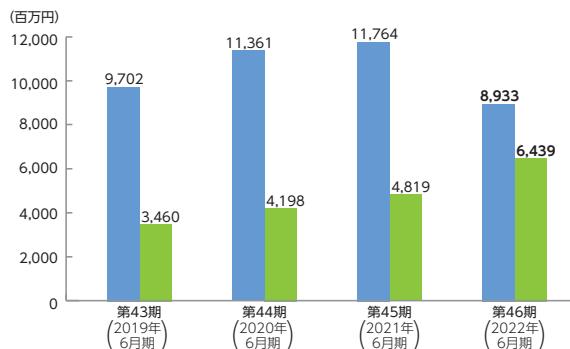
海外生産子会社（注1）における生産体制の充実、国内外の研究開発拠点（注2）における研究開発体制の充実等を実施し、メディカル事業で57億13百万円、デバイス事業で29億59百万円、全社（管理）で2億61百万円の設備投資を実施しております。

注1：ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.(タイ工場)、ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.(ハノイ工場)、TOYOFLEX CEBU CORPORATION(セブ工場)

注2：グローバル本社・R&Dセンター、大阪R&Dセンター、静岡R&Dセンター、東北R&Dセンター、東京R&Dセンター、ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.(タイ工場)、ASAHI INTECC USA, INC.

(ご参考)

設備投資金額の推移



(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、行使価額修正条項付第4回新株予約権の行使による新株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ59億71百万円、合計で119億43百万円増加しており、第3回新株予約権の行使による新株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ2億41百万円、合計で4億83百万円増加しております。

また、長期借入金として52億62百万円を調達しております。

5. 事業の譲渡・譲受け、合併・分割、株式等の取得・処分等の状況

当社グループにおいて2021年7月1日付で、当社が株式会社A-Traction（2021年8月1日付け社名変更：朝日サージカルロボティクス株式会社）の株式を85.3%取得（取得後：100%）、Pathways Medical Corporationの株式を100%取得、KARDIA S.R.L.の持分70%を取得、当社が100%出資する連結子会社ASAHI INTECC USA, INC.がRev. 1 Engineering, Inc.の株式を100%取得しております。

6. 主要な事業内容

| 事業部門 | 事業内容 |
|---------|--|
| メディカル事業 | 主に血管内治療に使用される低侵襲治療製品（治療用のガイドワイヤー・カテーテル製品）について、開発・製造・販売を行っております。 |
| デバイス事業 | 医療機器分野及び産業機器分野における部材（極細ステンレスワイヤーロープなど）について、開発・製造し、国内外のメーカーへ販売を行っております。 |

7. 重要な子会社の状況

| 会社名 [所在地] | 資本金 | 当社の 議決権比率(%) | 主要な事業内容 |
|---|-----------------|------------------|----------------------------|
| ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. [タイランド パトゥムタニ県] | 270,000千タイバーツ | 100.0 | 医療機器、産業機器用部材等の 開発・製造・販売 |
| ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. [ベトナム ハノイ市] | 16,000千米ドル | 100.0 | 医療機器の製造 |
| TOYOFLEX CEBU CORPORATION [フィリピン セブ州] | 664,300千フィリピンペソ | 100.0 (100.0) | 医療機器、産業機器用部材等の 製造 |
| フィルメック株式会社 [愛知県名古屋市守山区] | 99百万円 | 100.0 | 医療機器の製造・販売 |
| 朝日インテックJセールス 株式会社 [東京都港区] | 200百万円 | 100.0 | 医療機器の販売 |
| ASAHI INTECC USA, INC. [米国 カリフォルニア州] | 5千米ドル | 100.0 | 医療機器、産業機器用部材等の 開発・販売 |
| 朝日英達科貿(北京)有限公司 [中国 北京市] | 5,000千人民元 | 100.0 | 医療機器の販売 |
| ASAHI INTECC EUROPE B.V. [オランダ アムステルダム] | 300千ユーロ | 100.0 | 医療機器の販売 |

(注) 議決権比率の()は、間接所有割合であります。

MEMO

MEMO area with horizontal dashed lines for writing.

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

ご参考

8. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 営業所及び工場の状況

欧州

営業所等含む
総拠点数

5 拠点

販売：5 拠点（うち連結子会社4社）

<主要な子会社>

ASAHI INTECC EUROPE B.V. (オランダ)

中国

営業所等含む
総拠点数

3 拠点

販売：3 拠点（うち連結子会社1社）

<主要な子会社>

朝日英達科貿(北京)有限公司 (中国)

その他地域（アジアなど）

営業所等含む
総拠点数

11 拠点

【拠点所在地域】

アジア・中近東・南米

<主要な子会社>

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. (タイランド)

ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. (ベトナム)

TOYOFLEX CEBU CORPORATION (フィリピン)

研究開発：1 拠点（うち連結子会社1社）

生産：3 拠点（うち連結子会社3社）

販売：8 拠点（うち連結子会社1社）

- (注) 1. 1 拠点で複数の機能を有する場合があります。
2. 非連結子会社の拠点については拠点数に含めておりません。

日本：研究開発・試作

海外：生産拠点

日本においては研究開発・試作に特化し、生産(量産)は全て海外工場にて実施

米国

営業所等含む
総拠点数 **5** 拠点

研究開発：5 拠点 (うち連結子会社 5 社)
販売：5 拠点 (うち連結子会社 5 社)

<主要な子会社>

ASAHI INTECC USA, INC. (アメリカ)

- ◆ 本社
- メディカル販売拠点
- デバイス販売拠点
- ▲ メディカル生産拠点
- ▲ デバイス生産拠点
- 開発拠点

日本

朝日インテック株式会社

営業所等含む
総拠点数 **20** 拠点

◆ 本社
グローバル本社・R&Dセンター
(愛知県瀬戸市)
名古屋サテライトオフィス
(愛知県名古屋市中村区)

研究開発：7 拠点 (うち連結子会社 1 社)
生産：3 拠点 (うち連結子会社 1 社)
販売：11 拠点 (うち連結子会社 2 社)
<主要な子会社>
朝日インテックJセールス株式会社
フィルメック株式会社

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 (名) |
|----------|--------------|
| メディアカル事業 | 6,482 (96) |
| デバイス事業 | 3,400 (77) |
| 全社 (管理) | 553 (7) |
| 合計 | 10,435 (180) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 使用人数欄の () は外書であり、臨時雇用者の年間平均雇用人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 区分 | 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|----|--------|--------|-------|--------|
| 男性 | 759名 | 86名増 | 37.0才 | 7.7年 |
| 女性 | 282名 | 30名増 | 35.6才 | 6.0年 |
| 合計 | 1,041名 | 116名増 | 36.6才 | 7.3年 |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、関係会社への出向者は含まれておりません。
 2. 上記のほか、アルバイト及びパートタイマー154名 (1日7時間45分換算による年間平均) を雇用しております。

9. 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度末における借入金残高は121億79百万円ですが、そのうち主要な借入先と借入金残高は次のとおりであります。

| 借入先 | 借入残高 (百万円) |
|-------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 6,108 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3,779 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,572 |
| 株式会社愛知銀行 | 307 |
| 株式会社名古屋銀行 | 307 |

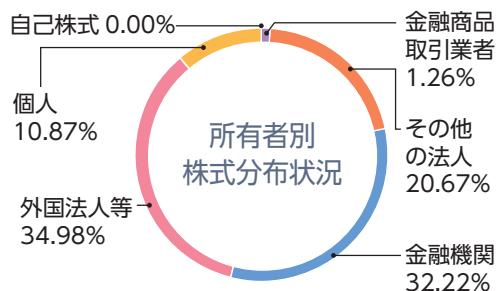
2 当社の株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

1. 発行可能株式総数 800,000,000株

2. 発行済株式総数 271,633,600株
(自己株式7,878株含む)

3. 株主数 17,022名

4. 大株主 (上位10名)



| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|---|------------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 44,156,900 | 16.25 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 23,251,500 | 8.56 |
| ボウエンホールディングス株式会社 | 23,084,032 | 8.49 |
| 株式会社ハイレックスコーポレーション | 8,100,000 | 2.98 |
| アイシーエスピー 有限会社 | 7,200,000 | 2.65 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 5,850,436 | 2.15 |
| 宮田昌彦 | 5,809,800 | 2.13 |
| 宮田憲次 | 5,263,600 | 1.93 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 1 4 0 0 4 1 | 4,665,529 | 1.71 |
| JP MORGAN CHASE BANK 3 8 5 6 3 2 | 4,352,665 | 1.60 |

(注) 持株比率は、自己株式 (7,878株) を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等 (2022年6月30日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 宮 田 昌 彦 | デバイス事業統括本部長 |
| 代表取締役副社長 | 宮 田 憲 次 | トヨフレックス株式会社代表取締役社長 ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. 取締役会長 |
| 専 務 取 締 役 | 加 藤 忠 和 | メディカル事業統括本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 松 本 宗 近 | 基盤技術研究本部長 |
| 取 締 役 | 寺 井 芳 徳 | 新規事業開発本部長 メディカル事業統括本部ブランドビジネスユニット 海外営業・マーケティング統括 ASAHI INTECC USA , INC. President & CEO |
| 取 締 役 | 伊 藤 瑞 穂 | 管理本部長 経営戦略室長 |
| 取 締 役 | 西 内 誠 | メディカル事業統括本部ブランドビジネスユニット長 |
| 取 締 役 | 伊 藤 清 道 | 中京大学国際英語学部客員教授 |
| 取 締 役 | 芝 崎 晶 紀 | CDS株式会社代表取締役会長 |
| 取 締 役 | 佐 藤 昌 巳 | 弁護士 |
| 取締役(監査等委員) | 太 田 博 史 | — |
| 取締役(監査等委員) | 富 田 隆 司 | 弁護士 |
| 取締役(監査等委員) | 花 野 康 成 | 公認会計士・税理士 |

- (注) 1. 取締役伊藤清道、芝崎晶紀及び佐藤昌巳は、社外取締役であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員であります。
2. 取締役(監査等委員) 富田隆司及び花野康成は、社外取締役(監査等委員)であり、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規則で定める独立役員であります。
3. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、太田博史を常勤監査等委員として選定し、社内の情報収集、情報共有及び内部監査部門等への指示、報告を受けることにより効率的な監査、監督を行っております。
4. 取締役(監査等委員) 花野康成は公認会計士及び税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任の限度額について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社の取締役及び当社子会社の役員を被保険者としております。

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するものとなります。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

4. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会においてその総額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額1,000百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）、監査等委員である取締役は年額40百万円以内と定め、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で下記の方針に基づき決定しております。第40回定時株主総会にて選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は9名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役の員数は3名です。なお、下記の方針は当社取締役会において決議されております。当社取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が下記の方針に沿うものであると判断しております。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等全体についての決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、基本報酬部分、業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）のそれぞれの合計額について、指名・報酬諮問委員会（取締役会の決議により選定された取締役である委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役からの選定とし、かつその独立社外取締役には、監査等委員である取締役を少なくとも1名以上含む。）からの答申内容を受けて取締役会にて決定されることとしております。

② **取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）の額の決定に関する方針**

基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）につきましては、役位、職務内容、在任期間及び当社グループの状況等を勘案して支給額を決定いたします。

③ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の額の決定に関する方針**

業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）につきましては、会社の連結業績が、社外に開示している売上・利益計画に対して、大幅に上回ると見込める場合に限り、その余剰分の一部を原資として、役位、職務内容、在任期間などを勘案して支給することとしております。

④ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し報酬等を与える時期の決定に関する方針**

基本報酬部分及び自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）は、月例支給するものとし、業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）を支給する場合は、事業年度終了後3か月以内に年一回支給することとしております。

⑤ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に関する方針**

報酬の割合については指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会（以下の⑥の委任を受けた代表取締役社長）が決定することとしております。

⑥ **取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針**

各個人に支給する基本報酬部分、自社株式取得目的報酬部分（長期的な業績向上に連動）及び業績連動報酬部分（短期の成果に応じた役員賞与）の金額の決定につきましては、取締役会から委任された代表取締役社長宮田昌彦が、指名・報酬諮問委員会からの答申内容を受けて取締役会で決議した基本方針を尊重して決定しております。代表取締役社長に委任する理由は、当社全体の業務執行を統括し業績を俯瞰する立場にある代表取締役社長が各取締役の評価を行うことが最も適しているためであります。

⑦ **監査等委員である取締役の報酬等に関する事項**

監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

(2) 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 対象となる 取締役の 員数 (名) | 報酬等の総額 (百万円) | | | |
|-------------------------------|-------------------------|---------------|---------------------|-----------------|----------|
| | | 基本報酬部分 の総額 | 自社株式取得目的 報酬部分の総額 | 業績連動報酬 部分の総額 | |
| 取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 10 (3) | 433 (27) | 395 (24) | 37 (2) | — (—) |
| 取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役) | 3 (2) | 31 (15) | 28 (14) | 2 (1) | — (—) |
| 合 計 | 13 | 464 | 424 | 40 | — |

(注) 1. 自社株式取得目的報酬部分は、長期的な業績向上に連動する性質を持つ報酬であります。

2. 業績連動報酬部分は、短期の成果に応じた役員賞与であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 当社と社外役員の重要な兼職先との関係

該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|------------------|-------|---|
| 取 締 役 | 伊藤 清道 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの企業経営の経験や経営学部教授としての幅広い見識に基づく専門的見地から、コーポレート・ガバナンス強化に資する発言を行っております。 |
| 取 締 役 | 芝崎 晶紀 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、企業経営に関する豊富な経験から、コーポレート・ガバナンス強化やグローバル経営の推進に資する発言を行っております。また、取締役の指名及び報酬に関する公正性及び客観性を確保することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 |
| 取 締 役 | 佐藤 昌巳 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席しており、弁護士としての専門知識、長年にわたる当社の監査役及び社外取締役（監査等委員）の経験を活かして、法務やリスクマネジメントに資する発言を行っております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 富田 隆司 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会16回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、法務やリスクマネジメントに資する発言を行っております。また、取締役の指名及び報酬に関する公正性及び客観性を確保することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 花野 康成 | 当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査等委員会16回のうち16回に出席し、主に公認会計士として財務や会計の専門的見地から、コーポレート・ガバナンス強化に資する発言を行っております。また、取締役の指名及び報酬に関する公正性及び客観性を確保することを目的として設置している指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。 |

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
2. 会計監査人の報酬等の額

| | |
|---------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 57百万円 |
|---------------------------|-------|

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 86百万円 |
|-----------------------------------|-------|

- (注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 上記の報酬以外に、当社の前事業年度に係る追加報酬が4百万円あります。

3. 非監査業務の内容

気候関連財務情報開示（TCFD）への対応に関する助言業務

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

2 損益計算書 [自 2021年7月1日 至 2022年6月30日]

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------|--------|
| 売上高 | | 63,474 |
| 売上原価 | | 33,244 |
| 売上総利益 | | 30,230 |
| 販売費及び一般管理費 | | 19,264 |
| 営業利益 | | 10,965 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 292 | |
| 為替差益 | 1,960 | |
| その他の営業外収益 | 323 | 2,576 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 134 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 105 | |
| 株式交付費 | 82 | |
| その他の営業外費用 | 32 | 354 |
| 経常利益 | | 13,186 |
| 特別利益 | | |
| 事業譲渡益 | 165 | 165 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 445 | |
| 関係会社株式評価損 | 156 | 602 |
| 税引前当期純利益 | | 12,750 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,154 | |
| 法人税等調整額 | 71 | 3,226 |
| 当期純利益 | | 9,524 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

朝日インテック株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西松 真人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水越 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日インテック株式会社の2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 (謄本)

監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの「会社の支配に関する基本方針」及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月23日

朝日インテック株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 太田博史 ㊟

監査等委員 富田隆司 ㊟

監査等委員 花野康成 ㊟

(注) 監査等委員 富田隆司及び花野康成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主各位

第 46 回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

会社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

朝日インテック株式会社

「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第 14 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.asahi-intecc.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

I. 業務の適正を確保するための体制

1. 決議の内容概要

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」とします。）の会社法第399条の13第1項第1号口及びハに規定する体制（以下「内部統制システム」とします。）の整備に関する会社方針として、取締役会において次のとおり決議いたしました。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役は、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ効率的であることを確保する。
 - ② 当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため企業行動憲章を制定し、同憲章に則り、各取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、当社グループ内への周知徹底を図る。
 - ③ 当社グループの取締役及び使用人は、法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、又はその旨の報告を受けた場合は、直ちに当社の取締役に報告するものとする。また監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）は、当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定と実施を求めることができる。
 - ④ 当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備し運用する。
 - ⑤ 当社の社長直属組織である内部監査室は、当社グループの内部統制システムの有効性をモニタリングするとともに、法令、定款及びコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
 - ⑥ 当社グループの法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実を発見した場合の報告制度として、当社は内部通報規程を制定し、社外の弁護士等を直接の情報受理者とする内部通報システムの運用を行う。当社は、内部通報を受けた事項のうち重要事項については、監査等委員を含む取締役に報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 秘密情報取扱規程に基づき、取締役から臨時雇用者に至るまで、全ての役員及び職員を対象として、情報をランク付けし、取扱方法、権限等を定め管理体制を整備する。
 - ② 文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社の取締役会は、当社グループの業務執行に重大な影響を与えるリスクの予防と発生した損失の管理のため、危機管理規程、関係会社管理規程等の各種規程を整備し、当社グループ全体に対する横断的なリスク管理体制を整備する。
 - ② 当社グループにおける日常の業務遂行に関わる通常のリスク管理は、職務権限規程に基づき各部門が付与された権限の範囲内で適切に行う。
 - ③ 当社の管理本部の各部門が、専門知識と各業務プロセスに精通した知見を基に当社グループ各部門のリスク管理の状況の検証と確認を行い、問題を発見したときは取締役に報告する。
 - ④ 当社グループに天災等の不測の重大事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする災害対策本部を設置し、同本部が統括して危機対応にあたり、損害及びその拡大を防止する。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。また当社グループの取締役（社外取締役を除く）及び当社の執行役員の参加する業務連絡会を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。
 - ② 当社グループの事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く）はその方針に基づき業務を執行する。
 - ③ 当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く）は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により従業員への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、子会社に適用される関係会社管理規程により、子会社の重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとし、また子会社の重要案件については当社取締役会に付議する扱いとする等の体制を敷くことで、子会社の業務の適正を確保する。
 - ② 当社は、グループ会社担当役員を任命し、各子会社の業務執行を管掌する。
 - ③ 当社グループの取締役は、子会社において法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役に報告する。
 - ④ 当社の監査等委員会及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができる。
- (7) 前(6)の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項並びに前(6)の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した従業員として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - ② 監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
- ① 当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ② 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社の取締役、使用人に直ちに報告する。報告を受けた者が当社の取締役又は使用人である場合は、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
 - ③ 当社の取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査等委員会に報告する。
- (9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループは、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役、監査役又は使用人（以下「通報者」という）の異動、人事評価及び懲戒等において、当該報告を理由として通報者を不利益に取扱わない。
 - ② 当社グループは、通報者の異動、人事評価及び懲戒等に関し、監査等委員会がその理由の開示を求めた場合は、これに応じる。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除いて、これに応じる。
- (11) その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 全取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員会の求めに応じ個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務並びに法令及び定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名の上、毎期末に監査等委員会宛に提出する。
 - ② 取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査等委員に配布する。
 - ③ 取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後、速やかに監査等委員に回覧する。

2. 体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記の基本方針に則った体制を整備し、適切に管理しております。主な取組みは次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ①当社グループは、当社グループにおける法令違反等を発見し是正するため、内部通報制度として「ASAHIグループコンプライアンスホットライン」を設け、社内及び社外の窓口を通じて相談・通報を受け付けております。
- ②内部通報制度の活用を促すため、内部通報規程に通報者が当該規程に基づく通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを明記するとともに、社内イントラネット及び社内報を通じて周知を行っております。

(2) リスク管理体制

- ①BCP基本方針のもと、想定リスクを定め、リスク管理の取組みを推進するとともに、緊急時には、危機管理規程により、緊急時の対応を定めております。
- ②災害や事故等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練や安否確認システム訓練などを実施しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保

- ①当社グループにおける業務の適正の確保につきましては、当社の管理部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い子会社に業務執行内容の定期報告を実施させるとともに、重要案件についての協議を行っております。
- ②会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項等のリスク情報の報告体制を明確化・強化するとともに、当社グループの損益に影響を及ぼす重大案件については、当社取締役会において検討・協議を行っております。
- ③内部監査室は、年度監査方針に基づき監査実施計画を策定した上で、各子会社に対する内部監査を実施し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 取締役の職務執行

- ①取締役会は、取締役（監査等委員を除く）10名（うち社外取締役3名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）から構成され、法令・定款が定める重要事項や経営課題について審議・決定をしております。
- ②取締役会は当事業年度13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況の監督を行い、活発な意見交換が行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(5) 監査等委員会の職務執行

- ①監査等委員は、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ②監査等委員会は、内部監査室が実施する内部監査の報告を受けるとともに、内部監査室と連携し、各事業所、子会社等の監査を効率的に実施しております。
- ③会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報を交換しております。

II. 会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるために、以下の取組みを実施しています。

(1) 経営理念

当社グループは、研究開発型企業として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現するとともに、広く社会に貢献していくことを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

(2) 当社の強みと企業価値の源泉

当社は、1976年の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立してまいりました。1991年には医療機器分野に進出し、1992年には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用PCIガイドワイヤー及びガイディングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりましたCTO領域についても治療が可能な循環器系治療用PCIガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用PCIガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年にわたって蓄積し培ってまいりました「技術力」にあると考えております。

これら「技術力」の核となる主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、樹脂コーティング技術、トルク技術の4つのコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品まで一貫生産できることが当社の強みです。また、素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有しているからであり、これにより、医師などのユーザーのニーズに対応した製品の開発・提供をスピーディに実施することが可能になります。

研究開発・製品開発を担う人材、あるいはそこに着目したニーズを還元する営業・マーケティング体制・仕組みは当社の企業価値を高めていく上で特に重要です。これらは当社経営陣の求心力・迅速な意思決定力、企業風土・カルチャー、ステークホルダー間の有機的なバランスがあってこそ、その効果が極大化されるものと考えます。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の1つとして位置づけ、経営の透明性の向上と監督機能の強化、企業価値向上に向けた適切なインセンティブ付けに取り組んできました。

2005年より長期業績連動報酬として自社株取得目的報酬制度を導入し、2009年よりストックオプション制度をスタートさせました。また、2013年から複数の社外取締役を選任しております。

そして、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会において定款の一部を変更し、監査等委員会設置会社に移行しており、取締役全13人中5人（構成比38.4%）が独立した社外取締役となり、取締役会の独立性は一段と向上しております。

また、当社の取締役の指名及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関し、社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、2019年9月に報酬諮問委員会を設置し、2020年6月にその機能を拡張し、指名・報酬諮問委員会を設置いたしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記基本方針の実現に資する特別な取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるもので、当社の基本方針に沿うものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年7月1日)
(至 2022年6月30日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|--------|----------------|--------------|-------|----------|---------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | そ の 他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | |
| 2021年7月1日残高 | 12,647 | 12,540 | 3,032 | 15,572 | 39 | 150 | 75 | 36,911 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 6,213 | 6,213 | | 6,213 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,994 |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | △2 | | 2 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 9,524 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 6,213 | 6,213 | — | 6,213 | — | △2 | — | 6,531 |
| 2022年6月30日残高 | 18,860 | 18,753 | 3,032 | 21,786 | 39 | 148 | 75 | 43,443 |

| | 株 主 資 本 | | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------------------|------------------|------|-------------|----------------------------|-------|--------|
| | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合 計 | | | |
| | 利 益 剰 余 金 合 計 | | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | | |
| 2021年7月1日残高 | 37,177 | △7 | 65,390 | 1,759 | 44 | 67,194 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | | | 12,427 | | | 12,427 |
| 剰余金の配当 | △2,994 | | △2,994 | | | △2,994 |
| 圧縮積立金の取崩 | — | | — | | | — |
| 当期純利益 | 9,524 | | 9,524 | | | 9,524 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額) | | | | 105 | △44 | 61 |
| 事業年度中の変動額合計 | 6,529 | — | 18,956 | 105 | △44 | 19,018 |
| 2022年6月30日残高 | 43,706 | △7 | 84,347 | 1,865 | — | 86,212 |

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②満期保有目的の債券

原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、仕掛 品、原材料

総平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|---------|
| 建 物 | 15年～47年 |
| 機械及び装置 | 7年～10年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

2005年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

メディカル事業においては医療用製品の販売、デバイス事業においては産業用製品の販売を主として行っております。これらの販売については、主として顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

当社の製品の販売契約における対価は、当社の顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1カ月～3カ月で代金を回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

なお、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額はありませ

この結果、当事業年度の売上高および営業利益に与える影響はありません。また、経常利益および税引前当期純利益への影響はありません。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」(当事業年度24百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めて表示しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

(関係会社の投融資に関する重要な会計上の見積り)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

| | 当事業年度 |
|-----------|-----------|
| 関係会社株式 | 8,613百万円 |
| 関係会社出資金 | 5,654百万円 |
| 関係会社短期貸付金 | 11,121百万円 |
| 関係会社長期貸付金 | 15,621百万円 |

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式及び関係会社出資金の取得価額は、取得時点で見込んだ事業計画に基づく将来の超過収益力を考慮して算定されており、当該超過収益力には、連結計算書類に計上されているのれん及びその他の無形資産と同様の重要な仮定が含まれております。市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理の要否は、取得価額と実質価額を比較することにより判定されており、実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を行っております。また、関係会社貸付金について、融資先の支払い能力を総合的に勘案し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金の実質価額並びに関係会社貸付金の回収可能性の判定にあたり、関係会社の将来利益計画に基づいて算定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により将来計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式及び関係会社出資金の減損処理及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

Ⅴ. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響)

連結計算書類「連結注記表Ⅴ. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結計算書類「連結注記表Ⅴ. 追加情報」に記載しているため、注記を省略しております。

VI. 貸借対照表に関する注記

| | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,694百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 18,050百万円 |
| 短期金銭債務 | 15,050百万円 |

VII. 損益計算書に関する注記

| | |
|------------|-----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 47,307百万円 |
| 仕入高 | 26,941百万円 |
| その他の営業取引高 | 1,989百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 418百万円 |

VIII. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | | |
|------------|------|--------|
| 自己株式の種類及び数 | 普通株式 | 7,878株 |
|------------|------|--------|

IX. 税効果会計に関する注記

| | |
|----------------------------|----------|
| 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | |
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 172百万円 |
| 賞与引当金 | 236百万円 |
| たな卸資産評価損 | 51百万円 |
| 貸倒引当金 | 66百万円 |
| 退職給付引当金 | 364百万円 |
| 減価償却費超過額 | 76百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 616百万円 |
| その他 | 205百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,790百万円 |
| 評価性引当額 | △700百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,089百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △628百万円 |
| 圧縮積立金 | △65百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △693百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 396百万円 |

X. 収益認識関係に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識関係に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

| 属性 | 会社の名称 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---------------------------------------|---------------|-------------------------------|---------------------------------|----------------------|----------------|---------------|
| 子会社 | ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD. | 直接 100.0% | 当社製品の 製造 資金の援助 役員の兼任 | 原材料等の 有償支給 (注1) | 2,097 | 未収入金 | 704 |
| | | | | 製品、材料 の仕入等 (注1) | 16,535 | 買掛金 | 5,803 |
| | | | | 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2) | 1,500 1,500 6 | 短期貸付金 | 1,500 |
| 子会社 | ASAHI INTECC HANOI CO., LTD. | 直接 100.0% | 当社製品の 製造 資金の援助 役員の兼任 | 原材料等の 有償支給 (注1) | 1,164 | 未収入金 | 469 |
| | | | | 製品、材料 の仕入等 (注1) | 7,321 | 買掛金 | 2,533 |
| | | | | 資金の貸付 資金の回収 利息の受取 (注2) | 3,701 4,193 34 | 短期貸付金 | 4,128 |
| 子会社 | ASAHI INTECC USA, INC. | 直接 100.0% | 当社製品の 販売 資金の援助 役員の兼任 | 製品の販売 等(注1) | 12,971 | 売掛金 | 5,027 |
| | | | | 利息の受取 (注2) | 92 | 短期貸付金 長期貸付金 | 4,544 792 |
| 子会社 | 朝日英達科貿(北 京)有限公司 | 直接 100.0% | 当社製品の 販売 役員の兼任 | 製品の販売 (注1) | 14,203 | 売掛金 | 3,822 |
| 子会社 | 朝日インテック J セールス(株) | 直接 100.0% | 当社製品の 販売 役員の兼任 | 製品の販売 等(注1) | 9,921 | 売掛金 | 3,159 |
| | | | | 利息の支払 (注3) | 20 | 預り金 | 4,695 |
| 子会社 | トヨフレックス(株) | 直接 100.0% | 資金の援助 役員の兼任 | — | — | 長期貸付金 | 2,515 |
| 子会社 | TOYOFLEX CEBU CORPORATION | 間接 100.0% | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 利息の受取 (注2) | 4,300 58 | 短期貸付金 長期貸付金 | 800 12,000 |
| 子会社 | ASAHI INTECC EUROPE B.V. | 直接 100.0% | 当社製品の 販売 役員の兼任 | 製品の販売 等(注1) | 9,578 | 売掛金 | 2,888 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
 2. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 3. 子会社に対する貸付及び子会社からの預りについては、CMS（キャッシュマネジメントシステム）にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 または氏名 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|----------------|-----------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|----|---------------|
| 役員 の 近親者 | 宮田尚彦 (注)2 | 被所有 直接0.2% | 当社顧問 | 顧問報酬 の支払 | 36 | — | — |
| 役員 | 宮田昌彦 | 被所有 直接2.1% | 当社代表 取締役社長 | 新株予約権 の行使(注)3 | 204 | — | — |
| 役員 | 宮田憲次 | 被所有 直接1.9% | 当社代表取締 役副社長 | 新株予約権 の行使(注)3 | 102 | — | — |
| 役員 | 西内誠 | 被所有 直接0.0% | 当社取締役 | 新株予約権 の行使(注)3 | 16 | — | — |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問報酬額は、当社取締役会において決定しております。

2. 代表取締役社長宮田昌彦及び代表取締役副社長宮田憲次の実父であり、当社の代表取締役会長として企業経営及び研究開発に携わってきた実績があり、長年の経験、知識、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。

3. 2014年8月12日開催の取締役会決議に基づき付与された、第3回新株予約権の権利行使によるものであります。

XII. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 317円39銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 35円9銭 |

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2023年6月29日

吸収合併に関する事前開示書面（追加）

東京都新宿区西新宿1丁目24番1号
トヨフレックス株式会社
代表取締役 宮田憲次

トヨフレックス株式会社（以下「当社」又は「消滅会社」）は、2023年7月1日を効力発生日とし、朝日インテック株式会社（以下「存続会社」）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」）に関し、2023年5月23日付で、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める開示書面を備置していますが、今般、存続会社の最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容に変更が生じたので、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に従い、本書面を追加して当社本店に備置いたします。

変更後の内容

4. 存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第1項第4号及び第6項第1号）
（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

存続会社は、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、2023年6月30日付で、個別決算において特別損失として貸倒引当金繰入額1,445百万円を計上する予定です。

この特別損失は連結決算においては相殺消去されるため、連結業績に与える影響はありません。